

生総発第170号

平成7年3月16日

改正平成13年12月7日生総第396号

平成16年3月2日生総第171号

平成17年3月8日生総第164号

平成18年2月27日生総第180号

平成20年2月18日生総第94号

各部(室)課(隊)長
各参事官 殿
警察学校長
各警察署長

岐阜県警察本部長

警察活動協力員の運用に関する要綱の制定について(通達)

安全で住みよい地域社会を実現するため、県民生活に影響を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止するための「地域安全活動」を推進中であるが、安全な地域社会の実現は、警察のみでなし得るものでなく、地域住民の安全意識に基づく自主活動に負うところが大きい。

このため、犯罪防止活動等の知識、経験を有する警察OBの協力を求め、警察と地域住民とのパイプ役となり、地域住民の中核として自主活動の活性化を図るため、警察活動協力員制度を導入することとし、別添のとおり「警察活動協力員の運用に関する要綱」(以下「要綱」という。)を定め、平成7年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

警察活動協力員の運用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、警察署長（以下「署長」という。）が、住民の自主的な地域安全活動の活性化を図るため委嘱する警察活動協力員（以下「協力員」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任務

協力員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 警察に対する意見・要望及び各種参考情報の通報・連絡
- (2) 警察、防犯協会等から地域への情報の伝達
- (3) 住民の自主的な地域安全活動に対する助言、協力
- (4) 地域安全活動アドバイザーの活動に対する協力
- (5) 災害等発生時における警察への関連情報の通報
- (6) その他地域安全活動上必要と認められる事項

第3 協力員の要件

協力員は、次に掲げる要件を具備する者とする。

- (1) 警察職員として、15年以上の経歴を有すること。
- (2) 原則として、75歳以下であること。
- (3) 任務の遂行に必要な熱意と行動力があること。

第4 委嘱の手続き

署長は、協力員に対し委嘱状（別記様式第1号）及び協力員の証（別記様式第2号）を交付して委嘱するとともに、「警察活動協力員名簿」（別記様式第3号）を備え付けなければならない。

第5 協力員の委嘱数

- 1 警察署別協力員の委嘱数は、別表の基準により運用するものとする。
- 2 署長は、諸般の事情により、前記の基準によることができない場合には、生活安全部生活安全総務課長との協議により、警察署ごとの委嘱数を変動することができるものとする。

第6 委嘱の期間

協力員の委嘱期間は1年とする。ただし、再委嘱することができる。

第7 解嘱

署長は、協力員がその任務を遂行するにふさわしくない事由があると認めるときは、その委嘱期間にかかわらず解嘱することができるものとする。

第8 協力員連絡会

- 1 署長は、地域における地域安全活動を効果的に推進するため、警察活動協力員連絡会（以下「連絡会」という。）を組織するものとする。
- 2 連絡会は、年1回以上開催するものとする。

第9 交番及び駐在所勤務員との連携

協力員は、活動に当たって、交番及び駐在所勤務員と緊密な連携を保持しなければならない。

第10 運用上の留意事項

署長は、協力員の運用に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 協力員の地域安全活動等に関する知識及び技能の向上を図るため、各種資料の配布、研修会の開催等に努めること。
- (2) 協力員は、特別の権限が付与されているものでないため、その言動等は慎重に行うとともに活動上の限界に配慮するよう指導すること。
- (3) 協力員の活動に当たっては、各種事故防止に十分配慮するよう指導すること。

附 則（平成7年3月16日付け生総発第170号）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月7日付け生総第396号）

この要綱は、平成13年12月7日から適用する。

附 則（平成16年3月2日付け生総第171号）

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月8日付け生総第164号）

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月27日付け生総第180号）

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月18日付け生総第94号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

第 号

委 嘱 状

様

あなたを「警察活動協力員の運用
に関する要綱」に定める警察活動協
力員に委嘱します。

委嘱期間は、 年 月 日から

年 月 日までとします。

年 月 日

警察署長 印

別記様式第2号(第4関係)

| | | | | |
|-----------|---|---|-------|------|
| | | | 第 | 号 |
| 警察活動協力員の証 | | | | |
| 氏名 | | | | |
| | | | 年 | 月 日生 |
| 委嘱期間 | 年 | 月 | 日から | |
| | 年 | 月 | 日まで | |
| 年 | 月 | 日 | 警察署長印 | |

別表

警察署別警察活動協力員委嘱基準表

| 警察署別 | 基準数 | 警察署別 | 基準数 |
|------|-----|-------|------|
| 岐阜中 | 55 | 山 県 | 6 |
| 岐阜南 | 25 | 郡 上 | 8 |
| 岐阜北 | 70 | 関 | 43 |
| 各務原 | 45 | 加 茂 | 36 |
| 岐阜羽島 | 16 | 可 児 | 20 |
| 海 津 | 6 | 多 治 見 | 43 |
| 養 老 | 5 | 中 津 川 | 16 |
| 垂 井 | 11 | 恵 那 | 16 |
| 大 垣 | 40 | 下 呂 | 8 |
| 揖 斐 | 22 | 高 山 | 20 |
| 北 方 | 45 | 飛 驒 | 6 |
| | | 合 計 | 562人 |